

厚木市ラブホテル建築規制条例

(目的)

第1条 この条例は、厚木市環境基本条例（平成30年厚木市条例第4号）の本旨を達成するため、ラブホテルの建築に対し必要な規制を行うことにより、良好な生活環境と青少年の教育環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第3項に規定する簡易宿所営業の用に供する建築物をいう。
- (2) ラブホテル 旅館等のうち、専ら異性を同伴する客の宿泊又は休憩に利用させることを目的とするものであって、規則で定める構造及び設備を有しないものをいう。
- (3) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号から第15号までに規定する建築（規則で定める増築及び改築は除く。）、大規模の修繕、大規模の模様替又は同法第87条第1項に規定する用途変更をいう。

(届出等)

第3条 旅館等を建築しようとする者は、次の各号に掲げる行為を行う前に、市長に届け出なければならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為の許可申請
- (2) 建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、ラブホテルに該当するか否かを決定し、その結果を前項の届出をした者に通知するものとする。

(計画の公開)

第4条 旅館等を建築しようとする者は、前条に規定する届出前に建築の計画を公開するとともに、当該建築物の敷地の周辺地域の住民に対し説明会を開催し、理解を得るよう努めなければならない。

(規制区域)

第5条 都市計画法第8条第1項第1号に規定する商業地域（第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域との境界から150メートル以内の区域並びに別表に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域を除く。）以外の地域においては、ラブホテルを建築してはならない。

(中止命令等)

第6条 市長は、第3条第2項の決定に係る建築計画を変更してラブホテルを建築する者又は前条の規定に違反し、ラブホテルを建築する者に対して、当該建築工事中止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて当該建築工事の変更若しくは現状の回復を命ずることができる。

(公表)

第7条 市長は、前条の規定による中止命令等を受けた者が命令に従わないときは、当該事実を公表することができる。

(指導及び勧告)

第8条 市長は、規制区域外においてラブホテルを建築しようとする者に対し、建築に必要な指導又は勧告を行うことができる。

(立入検査)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に建築中若しくは建築後の建築物又は敷地に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(審議会)

第10条 第3条第2項に規定する決定を行うに際し、市長の諮問に応じて調査及び審議するため、厚木市旅館等建築審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第6条の規定による市長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は100,000円以下の罰金に処する。

2 次のいずれかに該当する者は、20,000円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第9条の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和62年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の際現に建築中の旅館等及び建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）に規定する確認の申請書を受理しているもの又は厚木市旅館業施設の建築規制に関する要綱（昭和58年厚木市告示第99号）に基づく旅館業施設建築計画申出書を受理しているものについては、適用しない。

附 則（平成4年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第16号）

この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）第1条の規定による改正後の都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により決定される用途地域に関する都市計画決定に係る同法第20条第1項の告示があった日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第11号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第20号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年11月3日から施行する。

附 則（平成25年条例第25号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月26日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(2) 附則第3項及び第5項の規定 平成26年5月1日

附 則(平成28年条例第26号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第4号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年1月27日から施行する。

別表（第5条関係）

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第82条の2及び第83条第1項に規定する学校
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設及び厚木市立児童館条例（昭和42年厚木市条例第6号）に規定する児童館
- 3 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- 4 社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する公民館
- 5 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- 6 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2に規定する病院及び診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）
- 7 厚木市立保健福祉センター条例（平成2年厚木市条例第3号）に規定する厚木市保健総福祉センター
- 8 厚木市立子ども科学館条例（昭和59年厚木市条例第19号）に規定する厚木市子ども科学館
- 9 厚木市立あつぎ郷土博物館条例（平成30年厚木市条例第29号）に規定するあつぎ郷土博物館
- 10 厚木市立あつぎ市民交流プラザ条例（平成25年厚木市条例第25号）に規定するあつぎ市民交流プラザ
- 11 厚木市が設置するスポーツ広場及び青少年広場